

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年7月8日
【会社名】	株式会社サンデー
【英訳名】	SUNDAY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川村 暢朗
【本店の所在の場所】	青森県八戸市根城六丁目22番10号
【電話番号】	0178(47)8511
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 成澤 真一
【最寄りの連絡場所】	青森県八戸市根城六丁目22番10号
【電話番号】	0178(47)8511
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 成澤 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年7月8日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ連結子会社である株式会社ジョイを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社ジョイ
住所 山形県山形市前田町6番10号
代表者の氏名 代表取締役社長 松谷 幸一
資本金 436百万円
事業の内容 ホームセンター経営

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 8,119,165個
異動後 - 個（本合併により消滅）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
異動前 100%
異動後 - %（本合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社かつ連結子会社である株式会社ジョイを吸収合併することにより、同社が消滅することとなったため。

異動の年月日（予定）

2015年9月1日（本合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ジョイ
本店の所在地	山形県山形市前田町6番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 松谷 幸一
資本金の額	436百万円（平成27年2月期）
純資産の額	58百万円（平成27年2月期）
総資産の額	6,020百万円（平成27年2月期）
事業の内容	ホームセンター経営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
売上高（百万円）	9,058	8,711	8,526
営業利益又は営業損失（ ）（百万円）	49	36	77
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	97	8	61
当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）	137	59	18

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社サンデー	100

(注) 上記は、平成27年2月28日現在であります。

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は株式会社ジョイの発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役3名が同社の取締役を、当社の取締役1名が同社の監査役を兼任しております。
取引関係	当社との間で、出向契約及び金銭消費貸借契約等の取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社ジョイは、山形県を中心に19店舗のホームセンターを経営しております。2011年11月の完全子会社化より、販売促進の合同展開や仕入先統合などの営業強化ならびに人事交流や人事制度の統合などを進めてまいりましたが、このたび、当社グループの一層の経営資源の集中と経営効率の最適化を図り、昨今の環境変化へ迅速に対応できる体制へと強化することで、東北エリアにおいて更なる発展を図るため、同社を吸収合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ジョイは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は株式会社ジョイの発行済株式の全てを所有しておりますので、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及び株式会社ジョイが平成27年7月8日に締結した合併契約書の内容は、後記の「合併契約書」の通りです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サンデー
本店の所在地	青森県八戸市根城6丁目22番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 川村 暢朗
資本金の額	3,241百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ホームセンターの経営

合併契約書

株式会社サンデー（以下、「甲」という）と株式会社ジョイ（以下、「乙」という）とは、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。甲および乙の商号、本店の所在地は以下のとおりである。

（甲） 本店：青森県八戸市根城6丁目22番10号
商号：株式会社サンデー

（乙） 本店：山形県山形市前田町6番10号
商号：株式会社ジョイ

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日は平成27年9月1日とする。ただし合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由がある場合には、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第3条（合併対価の交付）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、乙の株式に対してその株式に代わる株式、金銭等の一切の対価の交付を行わないものとする。

第4条（甲の資本金等）

本合併により、甲の資本金および準備金は増加しないものとする。

第5条（合併承認総会等）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約に関する株主総会の承認を得ずに本合併を行うものとする。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約に関する株主総会の承認を得ずに本合併を行うものとする。

第6条（権利義務の承継）

- 1 乙は、平成27年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、その資産および負債その他の権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
- 2 乙は、平成27年3月1日から効力発生日に至るまでの間の資産および負債の変動につき、計算書を添付して、その内容を甲に明示する。

第7条（善管注意義務、報告・協議義務）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日にいたるまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産の管理・運営にあたるものとし、その間に生じる経営上の重要な事項に関しては、互いに事前に報告し、予め甲乙協議のうえ、決定、実行する。

第8条（従業員の承継）

- 1 甲は、乙の従業員のうち効力発生日現在在籍する者を甲の従業員として引き続き雇用する。
- 2 乙の従業員の退職金、勤続年数については従来の乙の基準に基づいて通算し、その他の事項については別途協議のうえ、決定する。

第9条（費用負担）

本合併に係る甲の変更登記、乙の解散登記および乙の解散手続きに必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲または乙の財政状態あるいは経営成績に重大な変動が生じた場合、または合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に規定された関係官庁等の許認可がない場合には、効力を失うものとする。

第12条（規定外事項）

本契約書に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえこれを決定する。

以上、本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成27年7月8日

甲 青森県八戸市根城6丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役 川村 暢朗

乙 山形県山形市前田町6番10号
株式会社ジョイ
代表取締役 松谷 幸一

以 上